

安城市環境基本条例及び安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 3 7 号

安城市環境基本条例及び安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

(安城市環境基本条例の一部改正)

第 1 条 安城市環境基本条例（平成 1 3 年安城市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 2 項中「重要事項」の次に「並びに一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項」を加える。

(安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第 2 条 安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条を削り、第 1 6 条を第 1 5 条とし、第 1 7 条を第 1 6 条とし、第 1 8 条を第 1 7 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 2 0 日から施行する。